

## ◎暴力団員による不当な行為の防止等

### に関する法律の一部を改正する法律

(平成二四年八月一日法律第五三号)

#### 一、提案理由(平成二四年六月一日・参議院内閣委員会)

○国務大臣(松原仁君) たいま議題となりました暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化すること等をその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

第一は、市民生活に対する危険を防止するための規定の整備についてであります。

その一は、指定暴力団等の相互間に対立抗争が発生した場合において、人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為が行われ、かつ、更に同様の暴力行為が行われるおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において暴力団の事務所を新たに設置すること等を罰則による処罰の対象とするものであります。

その二は、指定暴力団等の指定暴力団員が暴力的要求行為等に関連して人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為を行い、かつ、更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において行う暴力的要求行為等を罰則による処罰の対象とするものであります。

第二は、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止め請求制度の導入についてであります。

これは、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、裁判上又は裁判外において、自己の名をもって当

該事務所の使用等の差止めを請求することができることとするものであります。

第三は、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等についてであります。

その一は、指定暴力団員が金融商品取引業者等一定の事業者に対して行う不当な取引の要求等を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般にその対象を拡大するものであります。

その二は、指定暴力団員が準暴力的要求行為を助けることを禁止するとともに、準暴力的要求行為を行うことが禁止される者として、指定暴力団等の威力を示すことを常習とする者で指定暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者等を追加するものであります。

その三は、指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等を禁止し、都道府県公安委員会が当該行為の中止又は防止のための命令をすることができることとするものであります。

その四は、暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化するものであります。

第四は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の

責務及び民間活動の促進に関する規定の整備についてであります。

これは、国及び地方公共団体は、指定暴力団員等を入札に参加させないようにするための措置を講ずるとともに、事業者は、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととするものであります。

なお、この法律の施行日は、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止め請求制度の導入については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日、それ以外の規定については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

## 二、参議院内閣委員長報告（平成二四年六月二〇日）

○芝博一君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一

部を改正する法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、暴力団の現状、特定抗争指定暴力団等について指定暴力団の指定と同様の手続としなかつた理由、都道府県暴力追放運動推進センターの財政状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。

.....(略).....  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年六月二〇日)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。

なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二、各都道府県に置かれた暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所の周辺住民の委託を受けて行う当該事務所の使用差止請求関係業務を含めた事業を適切に行えるよう、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

三、暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるに当たっては、遺漏なきを期すること。

四、暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。

また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して十分な援護措置を講ずること。

五、暴力団事務所の使用差止請求等にかかる裁判においては、

証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けることがないよう、十分な配慮が望まれる。

右決議する。

### 三、衆議院内閣委員長報告(平成二四年七月二六日)

○荒井聰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するため、一定の要件のもとで、指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等または特定危険指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内においてする一定の行為を罰則による処罰の対象とするものであります。

第二に、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差しとめ請求制度を導入するものであります。

第三に、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制を強化するとともに、縄張りに係る禁止行為を規定するほか、暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化するもので

あります。

第四に、国及び地方公共団体の責務を追加するとともに、事業者の責務を新たに規定するものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る七月十九日本委員会に付託され、翌二十日、松原国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二四年七月二〇日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二 警察において、規制による取締りの端緒となる市民等からの通報を適切に受け付け、処理することができる体制を整備

すること。

三 本法の施行に伴う規制の強化の実効性を確保する観点から、暴力団周辺者の利用による規制逃れが生じないように、暴力団周辺者の実態を的確に把握すること。

四 都道府県暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所に係る使用差止請求関係業務を含めた各種事業を適切に行えるよう、人員及び人材の充実、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

五 暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるための体制整備を早期に実現すること。

六 暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して、就労等の観点から十分な援護措置を講ずること。

七 暴力団事務所の使用差止請求等に係る訴訟においては、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けることがないよう、十分な配慮が望まれる。特に、証人尋問における遮へい等の措置が認められるよう、都道府県暴力追放運動

推進センター等と連携して情報提供等の支援を行うこと。

八 国及び地方公共団体の責務を果たすため、各府省の連携を一層強化するほか、暴力団排除条項の整備をはじめとした地方公共団体の取組に対する支援を行うこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律